

## 金融円滑化の基本方針及び体制の整備について

平成22年5月14日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「金融円滑化法」という。）第7条の規定に基づき、金融円滑化の基本方針及び体制の概要について次のとおり公表いたします。

### 1. 中小企業者及び住宅資金借入者に対する債務の弁済負担軽減等の実施に関する方針の概要

中小企業者及び住宅資金借入者に対する債務の弁済負担軽減等の実施に関する方針の概要は、次のとおりであります。

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するための基本方針を定め、平成22年1月4日に「地域金融円滑化のための基本方針」を公表いたしました。

当金庫では、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて次のとおり真摯に取り組みます。

- (1) お客様の経営実態を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行います。
- (2) お客様の経営実態を踏まえて、経営相談、経営指導及び経営改善に関する支援を行います。
- (3) 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行います。
- (4) お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施いたします。

### 2. 中小企業者及び住宅資金借入者に対する債務の弁済負担軽減等の実施状況を適切に把握するための体制の概要

中小企業者及び住宅資金借入者に対する債務の弁済負担軽減等の実施状況を適切に把握するための体制の概要は、次のとおりであります。

- (1) 金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会とし、理事会は、「金融円滑化管理方針」を定め、金融円滑化管理体制を整備するとともに、定期的又は必要に応じて管理体制の改善を図ります。
- (2) 常務会は、金融仲介機能を円滑に実施するため、「金融円滑化管理規程」を策定し、金融円滑化管理責任者等を定めるとともに、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は理事会に付議・報告いたします。
- (3) 金融円滑化管理部門は融資審査部門、金融円滑化管理責任者は融資管理グループ担

当役員とし、関係部門及び営業店に対して金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的方策を指示し、各部門における金融円滑化が適切に行われるよう管理いたします。

- (4) 本店及び各支店の営業店長は、金融円滑化管理担当者としております。
- (5) 金融円滑化に関する事項を総合的に検討、計画及び評価するため、専務理事を委員長とした金融円滑化委員会を設置しております。
- (6) 債務の弁済負担軽減等の実施状況を適切に把握するために、各営業店において、お客様からの債務の弁済負担軽減等に関するご相談・お申込みから対応の実施までの状況について適切に記録・保存するとともに金融円滑化管理部門に報告を行う体制としております。また、金融円滑化管理部門に報告された債務の弁済負担軽減等の実施状況については、金融円滑化管理責任者が理事会等に報告する体制としております。

### 3. 中小企業者及び住宅資金借入者に対する債務の弁済負担軽減等に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

中小企業者及び住宅資金借入者に対する債務の弁済負担軽減等に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要は、次のとおりであります。

お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談については、各営業店の相談専用窓口のほか、「お客様相談センター」でも承っております。

遠軽信用金庫 お客様相談センター 電話番号：0120-97-2141

### 4. 債務の弁済負担軽減等を行ったお客様の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

債務の弁済負担軽減等を行ったお客様の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要は、次のとおりであります。

- (1) 経営改善に向けた取組みについては、営業店と融資審査部門が連携して支援する体制としております。
- (2) お客様の経営課題解決に向け、経営改善計画書の策定に協力するほか、経営改善計画書の進捗状況、業況、財務内容等の把握に努めるとともに、必要に応じて経営相談や経営指導等、お客様の経営改善に向けた取組みを支援しております。

以上